

日進折戸鎌ヶ寿地区 地番変更のご案内



日進市

令和8年5月

目 次

1 地番変更の実施について.....	2
2 地番変更を実施する区域について.....	2
3 「変更証明書」について.....	3
4 新郵便番号及び郵便物について.....	4
5 住所変更に伴う各種変更手続について.....	4
(1) 市の主な業務に関して、住所変更の手続が必要なものの具体例.....	4
(2) 国・県等の主な業務に関して、住所変更の手続が必要なものの具体例.....	7
(3) 市・国・県等の主な業務に関して、住所変更の手続を必要としないものの具体例.....	10
(4) その他想定される手続き.....	11

1 地 番 変 更 の 実 施 に つ い て

日進折戸鎌ヶ寿地区については、日進折戸鎌ヶ寿土地区画整理事業の換地処分（土地区画整理前の従前の土地の権利関係が新たな土地に移行すること）に伴い、

令和8年6月27日（土）（予定）に地番変更を実施します。地番変更が実施されますと、その日から新住所に変更されることになります。

地番変更を実施する区域にお住まいの皆様、法人（事業所）の皆様には、知人や取引先等への新住所の周知や地番変更に伴う各種手続きを行っていただくことになります。

2 地 番 変 更 を 実 施 す る 区 域 に つ い て

※ 着色箇所が地番変更箇所になります。



3 変 更 証 明 書 に つ い て

住所が変更されたことを公的に証明する書類として、現在、地番変更実施区域内に住民基本台帳の登録をしている皆様及び地番変更実施区域内で事業を営んでいる法人（事業所）様に「**変更証明書**」を換地処分以降順次、発送する予定をしています。この書類は、免許、契約、土地・家の登記等の住所記載事項の変更手続に必要となります。

※地番変更実施日に当該区域内に住所がない方には、変更証明書は送付されません。

- ・「変更証明書」の発送枚数は、1人（法人（事業所））あたり2枚を予定しています。
- ・名称地番変更実施区域内に住民基本台帳の登録をしている皆様の「変更証明書」は、世帯主様宛に世帯全員の証明書をまとめて発送させていただく予定をしています。
- ・発送した「変更証明書」の枚数だけでは必要枚数を満たさない場合、または、発送日前に必要な場合、**換地処分翌日**から市役所市民課または企画政策課にて平日に無料で追加発行します。

「変更証明書」の対象	発行窓口	電話番号
住民基本台帳の登録をしている皆様	市民課（市役所本庁舎1階）	0561-73-1289
法人（事業所）	企画政策課（市役所本庁舎3階）	0561-73-3483

※「変更証明書」の追加発行を希望される場合、記入例のとおり「変更証明書交付申請書」をご記入の上、申請ください。

（記入例）

受付	作成	交付	免	保	年	そ
			学	住	社	他

変更証明書交付申請書

日進市長 あて

〇〇年〇〇月〇〇日

窓口に来た方 (申請者)	住所	日進市折戸鎌ヶ寿■番地	
	フリガナ	ニッシン ケウ	
	氏名	日進 太郎 TEL(〇〇〇) 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (ゴム印の場合には押印が必要です。)	
必要な方から 見た関係	①本人 ②夫・妻・父母・子・祖父母・孫・同一世帯の方 ③弁護士・司法書士等 ④その他()		
	※申請者と同じ場合、住所・氏名の記入は不要です。		
必要な方	住所		
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日	明・大・昭・平 〇〇年〇〇月〇〇日生 (ご記入は、わかる範囲で結構です。)	
証明する住所	旧住所	愛知郡日進町 日進市 折戸鎌ヶ寿●●番地●	
	新住所	日進市 折戸鎌ヶ寿■番地	
証明の区分 ○をつけてください。		市制施行 (平成6年10月1日)	
		「の」の削除等 (平成13年5月12日)	
	○	名称地番変更	
つかいみち	免許関係・車関係・不動産関係・金融関係・保険関係 上記理由以外のときは提出先・理由を具体的に 【 】		
必要な方からみた関係①・②・③の方が申請されたときに限り、本籍の表示をします。 ア・イに○をお付けください。ただし本籍が市外の方、市制施行の変更証明で市制後に本籍を変更された方は表示できません。 ア 本籍表示が必要 イ 本籍表示は不要			
本籍地	町	番地	
	日進市		
	丁目	番地	
		必要枚数	1 枚

・「変更証明書交付申請書」は、市役所市民課、企画政策課の窓口及び市ホームページから取得できます。

※右側の二次元バーコードからも取得できます。



・申請には、「運転免許証」等、本人が確認できる書類の提示が必要となります。

・申請は、郵送でも受け付けています。郵送申請を希望する場合、次の書類を発行窓口に郵送してください。なお、内容確認の必要がある場合には、担当から電話連絡させていただくことがあります。

【 郵送申請で必要な書類 】

- ・変更証明書交付申請書
- ・本人が確認できる書類の写し
- ・切手を貼付した返信用封筒

4 新郵便番号及び郵便物について

- ※ 換地処分に伴い地番は変更となりますが、町名および郵便番号に変更はありません。
- ※ 換地処分に伴う郵便局への変更申請等の手続きは不要です。
- ※ 換地処分前においても地番変更後の住所および郵便番号で郵便物は適切に配達されますので、安心してご使用してください。
- ※ 地番変更前の住所および郵便番号での郵便物の配達換地処分後から約1年までとなります。

5 住所変更に伴う各種変更手続について

地番変更が実施されますと免許、契約、土地・家屋の所有者等の住所記載事項について、新住所に変更する手続を行わなければならないものが生じます。

住所変更に伴い必要となる各種変更手続は、お手数ですがご自身で行っていただくことになります。

住所変更に伴う主な各種変更手続の対応について、次のとおりまとめましたので、ご活用ください。（法律改正や各機関の規約改正等があった場合には、手続の必要性の有無・手続方法・手続に必要なもの等が変更される可能性があります。）

※ 住所変更に伴う各種変更手続は、令和8年6月27日（土）（予定）以降に行ってください。（変更日前に住所変更の手続は、行わないでください。）

（１）市の主な業務に関して、住所変更の手続が必要なものの具体例

事項	申請・届出先	手続方法	手続に必要なもの	期限
マイナンバーカードの住所変更	市民課 (市役所本庁舎1階) Tel. 0561-73-1289	窓口にて 変更届提出 ※別途マイナポータルで手続きが必要な場合があります。	個人番号（マイナンバー）カード	お早めに手続きをお願いします。

介護保険被保険者 証の住所変更	介護福祉課 (市役所本庁舎 1 階) Tel. 0561-73-1495	窓口にて 住所書換え	手持ちの認定証	変更後 速やかに
介護保険負担限度 額認定証の住所変 更				
介護保険負担限度 額認定証（特別養 護老人ホームの要 介護旧措置入所者 に関する認定証） の住所変更		窓口にて変更 届に記入、 住所書換え	手持ちの確認証	
社会福祉法人等利 用者負担軽減確認 証の住所変更				
国民健康保険資格 確認書等の住所変 更	保険年金課 (市役所本庁舎 1 階) Tel. 0561-73-1420	窓口へ申し出 ていただく	手持ちの国民健 康保険資格確認 書等	なし
子ども医療費受給 者証の住所変更	保険年金課 (市役所本庁舎 1 階) Tel. 0561-73-1430	窓口にて 差替え	受給者証	
ひとり親家庭等医 療費受給者証の住 所変更				
障害者医療費受給 者証の住所変更				
後期高齢者福祉医 療費受給者証の 住所変更				
精神障害者医療費 受給者証の 住所変更				
精神通院医療費受 給者証の住所変更				

自立支援医療受給者証の住所変更	保険年金課 (市役所本庁舎1階) Tel. 0561-73-1430	窓口にて 住所書換え	受給者証	変更後 速やかに
地域生活支援事業 受給者証の住所変更	地域福祉課 (市役所本庁舎1階) Tel. 0561-73-1749	窓口にて 変更届提出	現在所持の 受給者証・印鑑	変更後速 やかに
障害福祉サービス受給者証の住所変更			(該当する) 障害者手帳 ・印鑑	
在宅重度障害者手当受給者の住所変更				
特別障害者手当受給者の住所変更				
障害児福祉手当受給者の住所変更				
障害者扶助料受給者の住所変更				
身体障害者手帳の住所変更				
療育手帳の住所変更				
戦傷病者手帳の住所変更				
精神障害者保健福祉手帳の住所変更				
図書館の利用者カードの住所変更	学び支援課図書館 (市立図書館) Tel. 0561-73-4123	窓口へ申し出	利用者カード・ 換地処分通知書の写し	なし

(2) 国・県等の主な業務に関して、住所変更の手続が必要なものの具体例

事項	申請・届出先	手続方法	手続に必要なもの	期限
運転免許証の 住所変更	・愛知県警察本部運転免許試験場 Tel. 052-800-1351 ・東三河運転免許センター ・水上、空港警察署を除く愛知県内各警察署、5 幹部交番 ※以下愛知警察署電話番号となります。 Tel. 0561-39-0110	申請・届出先に備え付けている運転免許証記載事項変更届に必要事項をご記入の上、申請・届出先の窓口にご提出ください。	運転免許証、変更証明書、委任状（代理人が届出をする場合のみ必要）	速やかに手続きをお願いします。
126 ccから 250 ccまでの軽二輪の軽自動車 届出済証の 住所変更	中部運輸局 愛知運輸支局 Tel. 050-5540-2046 愛知県軽自動車協会 Tel. 052-659-1040	中部運輸局愛知運輸支局または愛知軽自動車協会で購入している軽自動車届出済証記入申請書（写）を購入（40 円）し、中部運輸局愛知運輸支局または愛知県軽自動車協会に備え付けている軽自動車納税義務消滅（変更）申請書に必要事項をご記入の上、中部運輸局愛知運輸支局または愛知県軽自動車協会窓口にご提出ください。	・軽自動車届出済書 ・変更証明書 ・使用者及び所有者の印鑑（法人の場合、法人の印鑑） ・自賠償保険	お早めに手続きをお願いします。

軽自動車の自動車検査証の住所変更	軽自動車検査協会愛知主管事務所 Tel. 050-3816-1770	軽自動車検査協会愛知主幹事務所に備え付けている届出用紙に必要事項をご記入の上、軽自動車検査協会愛知主管事務所窓口にご提出ください。	・ 自動車検査証 ・ 変更証明書	特に期限は、ありません。
普通自動車・小型自動二輪（250 cc超）の自動車検査証の住所変更	中部運輸局愛知運輸支局 Tel. 050-3816-1770	中部運輸局愛知運輸支局にて住所変更手続きを行ってください。 必要書類等の詳細は愛知運輸支局へお問い合わせください。		
厚生年金受給者の住所変更	昭和年金事務所 Tel. 052-853-1463 各共済組合	国民年金・厚生年金の方は年金事務所へ、共済年金の方は各共済組合へお問合せください。		
国民年金受給者の住所変更				
遺族年金受給者の住所変更（国民年金・厚生年金の方）				
障害年金受給者の住所変更（国民年金・厚生年金の方）				

愛知県信用保証協会 (保証利用中の方)	愛知県信用保証協会 (保証利用中の方) Tel. 0120-454-754	金融機関経由で、被(保証人)名称、住所変更届出書、商業登記簿謄本(法人)、住民票(個人)の提出 (詳細は愛知県信用保証協会へ)		
土地・建物の登記 名義人の住所変更	名古屋法務局 名東出張所 Tel. 052-703-2322	登記申請書に必要事項をご記入の上、法務局へご提出ください。	名古屋法務局名東出張所にお問合せください。	2年以内
会社等の法人の 本店、支店及び代表者等の住所変更登記	名古屋法務局 Tel. 052-952-8111	会社変更登記申請書に必要事項をご記入の上、法務局へご提出ください。	名古屋法務局にお問合せください。	2週間以内
電気使用者の 登録住所	契約している電力会社 参考) 中部電力ミライズお客さまセンター Tel. 0120-921-691	契約している電力会社へご確認ください。		
都市ガス使用者の 登録住所	契約しているガス会社 参考) 東邦ガスお客さまセンター Tel. 0570-783-987	契約しているガス会社へご確認ください。		
NHK 放送受信契約者が 登録した住所	NHK 名古屋放送局 Tel. 052-952-7268	NHK 名古屋放送局へご確認ください。		

(3) 市・国・県等の主な業務に関して、住所変更の手続きを必要としないものの具体例

事項	お問い合わせ先	その他
住民基本台帳の住所	市民課 (市役所本庁舎 1 階) Tel. 0561-73-1289	
戸籍簿の本籍		
印鑑登録の原票の住所		
日進市立保育園に通う園児の住所	保育課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-73-1095	
児童手当受給者の住所	子育て支援課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-73-4183	
児童扶養手当受給者の住所		
特別児童扶養手当受給者の住所		
遺児手当受給者の住所		
日進市立小中学校に通う児童・生徒の住所	学校教育課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-73-4145	
犬の登録の住所	環境課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-73-2883	
にっしんマスプロ市民会館、日進市総合運動公園、日進市スポーツセンター、上納池スポーツ公園利用者が使用者カード発行時に登録した住所	学び支援課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-73-4158	
にぎわい交流館利用団体登録の住所	地域共生課 (市役所本庁舎 2 階) Tel. 0561-75-1682	
原動機付自転車、小型特殊自動車の住所登録	税務課 (市役所本庁舎 4 階) Tel. 0561-73-4094	
法人市民税の設立時申告住所		
個人住民税の特別徴収義務者の住所		

農業関係の情報	農政課 (市役所北庁舎1階) Tel. 0561-73-2197	
親子健康手帳(母子健康手帳) の住所	健康課 (保健センター) Tel. 0561-72-0770	
旅客(パスポート)の住所	愛知県旅券センター Tel. 052-563-0236	住所変更は不要です。 裏表紙の「所持人記入欄」の旧 住所を二重線で消して、新しい 住所を記入してください。
上下水道使用者の登録住所	愛知中部水道企業団 Tel. 0561-38-0030	

(4) その他想定される手続き

事項	確認先	手続方法
個人または法人(事業所)が 取得した各種免許・各種許可 (認可)に関する住所変更	交付期間または申請機関等	各自でお願いします。
個人または法人(事業所)が 預金、保険、電話等、民間業 者等と契約しているものの 住所変更	契約している民間業者等	
厚生年金・共済年金加入社及 び国民年金第3号被保険者 の住所変更の手続を行う必 要のあるもの	勤務先等	
法人(事業所)の案内看板、パ ンフレット、名刺等の住所変更		

～ 問い合わせ・連絡先 ～

日進市 建設部 市街地整備課

〒 470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

TEL 0561-73-3297 FAX 0561-73-1871

E-mail shigaichi@city.nisshin.lg.jp